

第2回 草津市勤労者福祉基本方針策定委員会 会議録

■日時：

令和元年11月18日（月）13時00分～14時30分

■場所：

草津市立草津アミカホール 文化教室1

■出席委員：

佐藤委員長、岡林副委員長、高城委員、高橋委員、田中委員、堀委員、三浦委員

■欠席委員：

左寄委員

■事務局：

環境経済部 藤田部長、岡田副部長

商工観光労政課 井上課長、加藤課長補佐、河原課長補佐、河上主任

■傍聴者：

なし

1. 開会

【藤田部長】

本日は、御多用の中、第2回草津市勤労者福祉基本方針策定委員会に御出席賜り、誠にありがとうございます。

第1回の委員会において審議いただきました基本方針の体系見直し（案）と御意見を踏まえ、市役所内部の関係部署とも調整、意見の取りまとめを行いまして、基本方針の改訂素案を作成致しました。後ほど、改訂素案について御説明をさせていただきますが、本日の審議内容を踏まえまして、より良い内容に仕上げたいと考えておりますことから、前回に引き続き、活発な御議論をお願い致しまして、はなはだ簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。

2. 審議

(1) 草津市勤労者福祉基本方針の改訂素案について

【事務局】

<資料1～3について説明>

【委員長】

前回の委員会での審議結果等を踏まえて、事務局にて資料を作成いただいたところであるが、まずは、**資料1**を確認いただき、自身（委員）の意見が反映されているか、確認いただきたい。特に問題がないようであれば、改訂素案等を中心に審議を進めていきたい。

【委員】

意見1について、考慮いただきありがたいが、「正規」「非正規」という言葉は一般的に用いられているので、無理のない範囲で対応いただければと思う。また、**意見5**の「公正さ」についても反映いただいております、ありがたく思う。

【副委員長】

私も同様の意見を述べさせていただいていたが、今回、改訂素案中の文章表現はとても柔らかくなっており、また、基本方針の内容もコンパクトにまとめられたことで、読み手にとってもやさしい文章になったと思う。

【委員長】

多様な働き方を選択できることが前提にあり、その上で差別的なことがあってはならず、公平・公正な働き方が実現・保障されなければならないということがこの基本方針の基本的なスタンスであり、趣旨であると理解している。

【委員】

「非正規」から「正規」への転換についても基本方針のどこかで触れられると良いと思う。企業にとっては、賃金と雇用期間の都合から非正規雇用の方が望まれるかもしれないが、それではいけないし、これからは企業の意識改革が求められている。

【委員】

「非正規」であっても、仕事に対して責任をもって取り組んでいる方もたくさんいる。中には子どもがいる方が定時退庁を念頭に置きながら働いているので、時間内で生産性のある仕事をされている。その点を踏まえると、「正社員」と同じように責任をもって仕事をされていることから、時期が来れば、「正規」への転換ということも大切だと思うが、企業側からすると、人件費について考える必要があるため、シビアな問題ではあると思う。

【委員】

「非正規」とはあえて記載しなくても良いと思う。「非正規」という括りの中には定年後の再雇用者も含まれているが、「正規」との待遇差に対するモチベーションの低下等の課題があり、定年後の再雇用者についても対象に含めた方が良いと思う。

【委員長】

従業員の雇用関係については、本来、企業内で考えるべき問題であるが、多様な働き方へのニーズに対して、勤労者福祉という観点から行政が一定の方針を示し、企業にも努力をお願いするということが、この基本方針の趣旨である。再雇用者に対する考え方としては、従来の非正規雇用とは違った条件で働かざるを得ない人への配慮をどうするかという点がある。1つの考え方として、労使自治（企業で働く勤労者が自らの労働条件を個別ではなく集

团的に経営者と話し合っで決める)があるが、多くの企業の中でそれが実施できないという現実がある。そういう方々も含めた勤労者福祉の問題なので、その辺りの考え方についても整理した方が良いかもしれない。

私自身も大学という組織に雇われる身であるが、私の周りにもいわゆる非正規雇用の方がたくさんいる。非正規雇用の方は、5年間の雇用後に本人が望めば無期雇用に転換できる制度があるが、初めから契約期間を5年以内として雇用されている。勤労者福祉という観点からすると、そのような雇用形態ではなく、勤労者自身が望む働き方が実現されることが望ましいし、国の労働施策基本方針等の趣旨もそういったところにあると思う。

【委員】

「公正さ」という言葉をできるだけ積極的に使ってもらいたい。「公正さ」という表現は、待遇面だけに限定するのではなく、同時に雇用形態においても「公正さ」を反映するなど、色々なところで使用してもらいたい。また、「(3) - ②: 均衡のとれた待遇の確保に向けた啓発等」で待遇について言及されているが、同一労働同一賃金の内容にも踏み込んで記載してはどうか。

【委員長】

「均衡のとれた待遇の確保」という言葉の中には賃金の内容も含まれているかと思うが、「待遇」という言葉だけでは漠然としすぎているかもしれない。

【委員】

同一労働同一賃金については来年4月から制度施行されるので、記載してもらえるとありがたい。

【委員】

現行の基本方針では「対策」という言葉を用いているのに対し、改訂素案では「取組」という言葉に見直されており、個人的には「対策」とするより、「取組」の方が良いと思うが、何か意図はあるのか。また、「取り組み」ではなく、「取組」とされているが、表記の仕方も何か意図があるのか。

【事務局】

より前向きな表現にしたいという思いを込めて、「対策」から「取組」に変更した。また、「取組」という言葉は、名詞で記載する際に用いている。

【委員長】

「対策」という言葉については、ニュアンス的に良くない課題に対して取り組む際に使われることが多いかと思う。勤労者を取り巻く現状に多くの問題があり、それに対して何か「対策」を講じなければならないというよりは、現状よりをより良くするために向かっていこうという積極的な意味が、この基本方針には込められているのだと思う。

【委員】

その他に気になった点として、「啓発等」「啓発や周知」「周知・啓発」「周知等」など、表現がさまざまであるが、これは意図的なものか。

【事務局】

意図的に分けている訳ではないため、表現の見直しを検討させていただく。

【委員長】

「啓発」や「周知」という言葉は行政用語であり、一般の方はあまり使わない。もし他に替わる言葉があるのであれば、置き換えた方がよい。可能な限り、市民目線での文章表現にしてほしい。

今回、事務局の作成した改訂素案は全体的にシンプルにまとめていただいている。現行の基本方針にあった説明書きは意図的に省いたとのことであるが、方針という性格上、この形で良いと思う。

【副委員長】

「(1) -②：子育てや介護など家庭生活、地域活動」「○地域活動の推進」の中に「地域協働合校」とあるが、これは何か。

【事務局】

子どもと地域の大人が交流し、一緒になって学び・体験する、草津市独自の事業である。

【委員】

「地域協働合校」の意味について、簡単に説明を記載した方がよいかもしれない。

【委員】

意見4について、例えば、癌患者が病気と付き合いながら働くことで生きがいを感じるという現状があるので、「(1) -①：健康で心豊かに生活できる環境づくり」の中で、仕事と治療の両立という視点も入れたら、より幅広い方が対象になるのではないか。

【事務局】

今の御意見の部分については、前回の意見も踏まえて、「(2) -③：多様な働き方が尊重される環境づくり」において反映させていただいている。

【委員】

「(1) -①：健康で心豊かに生活できる環境づくり」では、仕事と治療の両立支援の内容を記載するのは踏み込みすぎだろうか。子育てや介護は両立支援の範囲として整理されているが。

【事務局】

「(2) -③：多様な働き方が尊重される環境づくり」にて記載した意図は、勤労者自身が病気を抱えながらも休まず仕事を継続できる、働き方を選択いただけるという意図で記載させていただいた。

【委員長】

元々の趣旨は、「健康で心豊かに働けること」を念頭においた場合、その際に問題として生じる「子育て・介護」と仕事の両立を支援しようというものであるかと思うが、現実には健康な方ばかりではないため、自身が働きたいという意欲を持っておられる方に対する周囲の理解や支援も必要であるということであり、「子育て・介護」と「病気の治療」を区別

して記載するべきかどうかということである。

【委員】

厚生労働省から「仕事と治療の両立支援に向けたガイドライン」が発出されているので、その点も踏まえて見直した方が分かりやすいのではないかと思う。

あと、「(2)－③：多様な働き方が尊重される環境づくり」の(取組)に「…、病気を抱えながらも働きたい勤労者の就業継続について、企業の理解が得られるよう、周知啓発に努めます。」とあるが、表現が適切ではないので見直した方が良い。

【委員】

「(3) 企業等の意識改革に向けた取組」の記載内容は大事なことであり、良い内容であると思うが、文章中に「啓発する」という言葉が出てくるが、この啓発の主体は誰になるのか。

【事務局】

この基本方針は、市が取り組む内容を示すものであるため、主体は市であり、市から企業に対して啓発するものである。

【委員】

長時間労働の是正や均衡のとれた待遇の確保は、企業自身が主体となって取り組むべきであり、企業側に対して、そこを理解してもらえるように記載した方が良い。長時間労働の防止は、勤労者自身にとって大切なことであるが、勤労者の家族とその家庭生活を守るためにも必要なことである。取組を推進することで、勤労者自身も効率的に仕事をしなければならないという意識付けになり、このことが企業にとってもプラスになるということを強調した方が良い。

【委員長】

「(3) 企業等の意識改革に向けた取組」は、企業等の意識改革に向けて、市が取り組む内容を記載されていると理解している。委員の意見の主旨は、「市が啓発せずとも企業が自主的に取り組むべきものである」ということかと思うが、実際にはそのようにはなっていないという現実があるため、市としても促していきたいということかと思う。委員の意見を踏まえるのであれば、もう少し企業へのメッセージ性を強めても良いのかもしれない。

【委員】

働き方改革を推進する上で感じている課題としては、現場の小手先レベルでの改善・見直しには限界があり、経営者側が意識的に取り組まなければ抜本的な改革にはならないため、「(3) 企業等の意識改革に向けた取組」の内容については共感できる。市が個々の企業の取組状況をすべて把握することは難しいと思うので、市が是と考える内容を対外的に示すことで、その市内にある企業も周囲から同じように見られることになり、その結果、企業自身も主体的に取り組まなければならないという意識・風土が醸成されるような基本方針になれば良いかと思う。

【委員】

滋賀県の最低賃金は10月から866円に引き上げられたが、政府は最低賃金1000円以上を目標にしており、まだまだ低いと思う。市としてもこの点を謳っていても良いのではないか。

【事務局】

最低賃金の引き上げについては、労働局の所管であることから、基本方針で記載していくことは難しいと考える。

【副委員長】

市内には大小様々な企業が存在し、努力されている企業もたくさんある。賃金が上がることは良いと思うが、零細企業などでは人手不足で悩まれている中、一律的に最低賃金を1000円以上に引き上げるということは難しいのではないか。

【委員】

賃金については、勤務年数が増えるにつれて引き上げていくこともあり、企業の立場からすると、いきなり1000円以上にするのはやはり厳しい。

【委員】

「(2) -③：多様な働き方が尊重される環境づくり」の(取組)に「…や副業・兼業の周知等に努めます。」とあるが、「普及促進」とした方が良い。

【委員】

「(2) -②：多様な主体が活躍できる環境づくり」の(取組)に技能実習制度の充実に関することは記載できないか。

【委員】

市が取り組む内容として考えると、外国人と地域社会の共生という視点になるのではないか。

【委員長】

外国人は、単に勤労者としてだけでなく、市民として生活することになるため、地域住民とともに暮らしていくために必要な支援を講じるという整理になるのではないかと思う。

【委員】

企業として、外国人労働者に対する支援をどれだけ講じられるかということが大事であると思う。ハローワークではどのような支援をされているのか。

【委員】

ハローワークでは、求人があれば積極的に案内を行うが、制度自体はハローワークの管轄ではない。

【委員長】

委員の提案された技能実習制度の充実を市単独で実施するのは難しいかもしれない。

【委員】

滋賀県外国人材受入サポートセンターという組織があるので、そこと連携することは可能であるが、市単独で実施されるのは難しいと思う。

【委員】

技能実習生を派遣する組織が実習生同士を集めてコミュニケーションを取る機会を設けているということは聞いたことがある。

【委員長】

外国人労働者を受け入れる企業が増えてきている中で、日本で仕事をされている間は、その地域のいち住民として生活されることになるため、可能な限り快適に生活してもらえるような方策は必要であるし、企業側にもその部分の理解は必要になってくると思う。この辺りをどのように記載するかは、別途、事務局と検討させていただきたい。

【委員】

「(2) -②: 多様な主体が活躍できる環境づくり」の(取組)「○若者」について、年齢層はどのように考えているのか。

【事務局】

現在、別の所属で策定中の「草津市子ども・若者計画」では、厚生労働省の定義を踏まえ、年齢区分の考え方については市役所内部でも議論があったが、若者を39歳までとしている。

【委員】

「(2) -②: 多様な主体が活躍できる環境づくり」の(取組)「○高齢者」は多く記載されているが、「○女性」や「○若者」については少し少ないように感じる。全体のバランスとしても、もう少し記載できれば良いと思う。

【副委員長】

「○女性」の部分について、もう少し具体的に記載しても良いのではないかと思います。

【事務局】

記載内容について検討する。「○若者」についても、策定中の「草津市子ども・若者計画」の内容を確認しながら検討する。

【委員】

文章表現の全体的な話であるが、体裁や文言の使い方を統一した方が良い。

【委員】

ハローワークは勤労者福祉団体ではないため、「(4) 勤労者福祉団体等との連携」に連携対象として記載されていないと認識しているが、基本方針内にはハローワークとの連携についても記載した方が良いと思う。

【委員】

「(2) -③: 多様な働き方が尊重される環境づくり」など、基本方針の要所で記載されている。その他にも、「滋賀労働局」や「国」などとの連携についても記載されている。

【委員】

「(2) -②: 多様な主体が活躍できる環境づくり」の(取組)「○高齢者」に、「公益社団法人草津市シルバー人材センター」に関する記載があるが、何歳以上が対象とされている

のか。

【事務局】

市内に在住の概ね60歳以上の方が対象とされている。

【委員】

「(1) - ②: 子育てや介護など家庭生活、地域活動」において、「看護」との両立という考え方もあるかと思うので、記載してはどうか。

【事務局】

一般的に看護休暇の制度もあるため、記載内容について検討する。

【委員長】

それでは、本日の意見については、事務局と調整の上、次回の会議の場で報告させていただく。

3. 閉会

以上。